

第5回農業委員会定例会(議事録)

1	日時	令和6年5月30日(木)	午前10時00分 午前10時45分
2	場所	竹原市民館2階 第2・第3会議室	
3	出席農業委員	1 宮崎委員、3 井上委員、4 渡橋委員、5 赤坂委員 6 土居委員、7 石本委員	
	欠席農業委員		
	推進委員	須賀推進委員	
4	説明員	松岡事務局長、南谷係長、鳥本専門員、若本主事	
5	審議案件	<p><del>議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について</del> (取下げ)</p> <p>議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第21号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第22号 竹原農業振興地域整備計画(案)の協議について</p> <p>報告第8号 利用権(農用地利用集積計画)の解約について</p> <p>報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p> <p>報告第10号 農地法第4条の規定による届出について</p>	

<p>議 長</p>	<p>出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和6年第5回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、7番石本委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の欠席は、2番 祐本委員です。</p> <p>会長が全国農業委員会会長大会に出席され、本日は欠席されているため、副会長の私が会長を代理して議事を進行します。</p> <p>それでは、日程第1、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」ですが、農地法第3条の許可条件の1つである全部耕作要件を満たしていないことが判明し、総会前に申請人から取下願が提出されたため、審議を行わないこととします。</p> <p>続きまして、日程第2、議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番と2番は関連がありますので一括して審議を行います。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>局 長</p>	<p>議案の2ページ、参考資料の2ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、竹原町〇〇、〇〇、〇〇の計3筆、地目はいずれも田、面積は計2,951㎡です。</p> <p>2番の申請地は、竹原町〇〇の1筆、地目は田、面積は計991㎡です。</p> <p>1番及び2番の農地を一体的に活用し、太陽光発電設備、通路、駐車場及び資材置場の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。</p> <p>本総会で許可をいただいた場合には、転用面積の合計が3,000㎡を超えるため、令和6年6月18日に開催の広島県農業会議の常設審議会に意見を聴取し、承認を得た後で許可する予定です。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。</p>
<p>須賀 推進委員</p>	<p>申請地は、竹原西小学校から西へ約450m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」との声あり。</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」との声あり。</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に3番について、事務局の説明をお願いします。</p>

局 長	<p>議案の2ページ、参考資料の3ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、下野町〇〇（仮換地〇〇）の1筆、地目は田、面積は計21㎡、仮換地後の面積は計17.39㎡です。</p> <p>隣接自己住宅の庭敷地の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>当該農地は、区画整理区域内にあるため、転用後も地目が宅地とならず、農地のままになっているために、転用許可が必要となるものです。</p> <p>用途が定められた区域にある農地であり、区画整理区域内にある第3種農地です。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。</p>
須賀 推進委員	<p>申請地は、竹原市役所から北西へ約300m付近にあります。</p> <p>現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」との声あり。</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」との声あり。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第3、議案第21号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の3ページ、参考資料の4ページをご覧ください。</p> <p>本議案は、「農用地利用集積計画の決定について」となっております。</p> <p>今回利用権設定の申出があった案件の面積は計2,741㎡、対象人員は、貸し手が1人、借り手が1人です。</p> <p>内容につきましては、参考資料4ページのとおりとなっております。</p> <p>本議案が可決の場合、令和6年6月1日付けで、公告いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」との声あり。</p>
議 長	<p>ないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」との声あり。</p>

<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。議案第21号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に日程第4、議案第22号「竹原農業振興地域整備計画（案）の協議について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>局 長</p>	<p>議案の4ページ、参考資料5ページ及び別紙「竹原農業振興地域整備計画書」をご覧ください。</p> <p>本議案につきましては、竹原農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外に対する農業委員会の意見の決定を行うものです。</p> <p>今回の除外につきましては、事務所駐車場及び資材置場等の用地とするために除外するものです。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、農業振興地域の農用地除外の検討事項について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは、1番の除外についての検討事項を説明いたします。</p> <p>農振農用地における農用地については、原則除外ができないこととなっておりますが、除外要件の一つ目として、区域外の土地を利用することによって、事業計画を達成できない場合という要件があります。</p> <p>この点について1番に添付された申請者の事業計画からみて、事務所付近で道路からトラックの進入ができる場所という観点から他に代えることができないことが認められます。</p> <p>二つ目に当該変更により、周辺農地の利用状況や、集団化を阻害しない場合という要件がありますが、申請書に添付された「利害関係人に関する同意書」により、周辺の農地所有者及び耕作者の同意を得ており、支障はないものと認められます。</p> <p>三つ目に当該変更により、効率的かつ安定的な農業経営を行う者の集積の妨げにならない場合という要件がありますが、申請地については、利用権設定等もなく、また周辺農家については、先程の「利害関係人に関する同意書」により、同意を得ております。</p> <p>四つ目に当該変更により、農用地区域内の農業施設等に影響を及ぼす恐れがない場合という要件がありますが、現地確認により周辺に影響のある農業施設が無いことを確認しております。</p> <p>五つ目に当該土地が農業公共投資の対象である場合、その完成後、農林水産省令で定める期間（8年）を経過していることという要件がありますが、平成2年に完成した圃場整備農地であることから要件を満たしております。</p> <p>以上が除外にあたっての検討項目となりますが、全ての項目について、除外の要件を満たしています。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。本議案について質疑のある方の挙手を求めます。</p>

	「質疑、意見なし」との声あり。
議 長	ご質疑、ご意見がないようですので、異議がない旨回答することにご異議はありませんか。
	「異議なし」との声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって、異議がない旨竹原市長へ回答することに決定いたします。 次に日程第5、報告第8号「利用権（農用地利用集積計画）の解約について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の5ページ、参考資料の6～7ページをご覧ください。 農業委員会に解約届出のあった件数、筆数、面積等について報告いたします。 件数は3件、筆数は田10筆の計10筆、面積は計8,606㎡、 対象人員は貸し手が3人、借り手が1団体の解約届出がありました。 借主及び貸主の両名から令和6年4月30日に合意解約した旨の通知が令和6年5月10日にありました。 詳細につきましては、参考資料の6～7ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	続きまして、日程第6、報告第9号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の6ページ、参考資料の8～12ページをご覧ください。 令和6年4月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。 件数は9件、筆数は田10筆、畑37筆の計47筆、 面積は11,652.28㎡の届出がありました。 詳細につきましては、参考資料の8～12ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	次に、日程第7、報告第10号「農地法第4条の規定による届出について」事務局の説明をお願いします。

局 長	<p>議案の7ページ、参考資料の13ページをご覧ください。</p> <p>令和6年4月に農業委員会に届出のあった件数、施設の種類、施設の面積について報告いたします。</p> <p>件数は1件、施設の種類は農業用倉庫1棟、施設の面積は18㎡です。</p> <p>本件は、耕作者が耕作を行っている農地に自らの農作物の育成のために農業用施設を整備する場合であって、農業施設の規模が2a（200㎡）未満であれば許可を要しないこととしていることに伴い、違反転用と区別するために届出案件となっているものです。</p> <p>詳細につきましては、参考資料の13ページをご確認ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。</p> <p>引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。</p>
事務局	<p>（一般報告や協議事項等）</p>
議 長	<p>以上をもちまして、令和6年第5回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年5月30日

議 長 宮崎 信之

署名委員 石本 進